

次世代育成支援対策推進法の公表事項

育児休業等と育児目的休暇の取得割合（期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

育児休業等をした男性労働者の数	1 人
小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者数	0 人
配偶者が出産した男性労働者の数	2 人
育児休業等と育児目的休暇の取得割合	50 %

対象施設

グループホームみすず ・ そうじゃ晴々

令和7年6月30日

